

2017年6月議会

議第 121 号「専決処分の報告について」、議第 122 号「平成 29 年度熊本市一般会計補正予算」
について

2017年6月23日 日本共産党熊本市議団 那須円

日本共産党熊本市議団の那須円です。議第 121 号「専決処分の報告について」、議第 122 号「平成 29 年度熊本市一般会計補正予算」、それぞれについて賛同できない点を簡潔に述べ、一括して討論を行います。

まず、議第 121 号「専決処分の報告について」であります。本専決処分は、昨年度の国民健康保険会計における累積収支不足分の見込み額 44 億円を今年度の国保会計歳入から充用することがその内容であります。会計年度独立の原則の中で例外的な決算手段として認められていますが、44 億円という累積収支不足がなぜ発生したのか、問題点を 2 点指摘します。

1 点目は、大西市長になって大幅に縮減された一般会計からの法定外繰り入れについてです。ご存知のように、国保会計の累積赤字は、最大 82 億円あった状況から国保健全化計画に取り組む中で累積赤字の解消が図られ、2013 年度では約 15 億円まで減少してきました。

納付相談などきめ細やかな収納の取り組みとあわせ、一般会計からの繰り入れを拡充してきたことが赤字解消の大きな役割を果たしてまいりました。

幸山市長時代には、赤字補てん分に、年間 28 億 2000 万円が繰り入れられていたものが、大西市長になり、年間 8 億円となり、約 20 億円が縮減されています。被保険者の所得が減少し、医療給付が伸びる中で、国保は構造的な矛盾に直面しています。こうしたなかで、一般会計からの繰入額を減らせば、矛盾がさらに深刻化するのは明らかです。一人当たりの法定外繰入額を、せめて政令指定都市平均並みに引き上げることを強く求めるものです。

2 点目は、こうした一般会計繰入縮減のしわ寄せが国保加入者の保険料引き上げに転嫁されている点です。国民健康保険料については、昨年度料率引き上げが実施され、モデル世帯での本市保険料は、政令指定都市 20 市の中で最も負担の重い額となっています。国から低所得者の保険料軽減を目的とした財政措置も、被保険者の軽減には充てられず、国保加入者の負担軽減には結びついていません。

繰入額を大幅に縮減する一方で、市民へは指定都市一重い保険料を求め、そして、結果として、昨年度の繰上充用金 43 億円から、今年度は 44 億円と収支不足額が悪化したことを重く受け止めていた

だきたいと思います。

また、来年度から、国保の都道府県化が実施されます。本市に求められる負担金は、夏ごろに明らかになるとのことですが、国は一般会計からの繰り入れを基本的には認めないスタンスであり、それを補う財政措置も十分なものとは言えません。国保の構造的な矛盾が残されたまま県単位となれば、そのしわ寄せが国保料に及ぶことも懸念されます。これ以上の保険料の負担増とならないよう、繰入金確保と合わせ、市独自の減免制度の拡充を求めます。

次に、議第 122 号「平成 29 年度熊本市一般会計補正予算」についてです。賛同できない 1 点目は、2500 万円の増額補正が提案されている災害援護資金貸付事業についてであります。同事業につきましては、熊本地震により負傷または家財への被害、住家の被害を受けた方への貸し付けを行うものであります。ご存知の通り、所得制限が設けられており、比較的所得の低い世帯を対象とした貸付制度です。5 月末時点で、541 件 9 億円強の貸し付け実績があるとのことですが、問題はこれまで指摘してきました年 3%の利率、また利率がかからない措置期間が 3 年であるという点です。東日本大震災では、同制度の利率は 3%ではなく、1.5%であり、保証人がいれば、無利子で貸し付けを行っています。東日本大震災と同様に利率の引き下げを行うべきでありますし、国に要望しているとこれまでも答弁がございましたが、国が首を縦に振らなければ、市の財政措置で、利子分を補給するなど被災者の立場に立った対応が求められるのではないのでしょうか？桜町再開発株式会社に対しては、市が一般会計から利子分を補給し、無利子で 66 億円の貸し付けを行っています。再開発を進める民間事業者には利子分を市が負担しているのに、被災者に対してはできないということは到底納得できるものではありません。また、措置期間の 3 年ありますが、震災から住家・仕事などの生活再建が 3 年後も果たされていないこうした方には、措置期間を 3 年と一様に定めず、措置期間の延長も含め柔軟な対応を求めるものです。以上、制度の改善が求められるものの必要な手立てがとられていない点を指摘したいと思います。

2 点目は、上野議員が締めくり質疑でも指摘をしました白川公園内複合施設の整備事業予算についてであります。同施設には指定管理者制度の導入が検討されていますが、国会の付帯決議が指摘している指定管理者制度導入による弊害等についての検討がなされておらず、課題に対する明確な対応や改善策も質疑を通じ具体的に示されていません。例えば、指定期間が終わり、指定管理者が変わること、研修等で得た職員の専門性の蓄積・継続性が断たれるのではないかと？公民館事業を発達・向上させることができるのかとの質問に対して、他都市の運営状況も見て課題に対応していくと述べるにとどまり、

具体的な方策は示されませんでした。また、現行の職員体制や労働条件等が悪化しないかとの指摘に対して、市長は市民へのサービスの質は維持・向上させると述べたものの、職員の体制や待遇がどうなるのかについては最後まで言及しませんでした。指定管理者制度導入による市側のコスト削減は、かかる経費は節減・縮減できたとしても、市全体の雇用や経済活動の側面から見れば、施設で働く労働者の賃下げや非正規化を促進する側面も否定できません。

こうした点からも、公民館への指定管理者制度は施設の性質や目的からもなじまず、公民館への指定管理者制度は撤回すべきです。

さらに、駐車場・駐輪場の有料化については、その理由として、目的外・長時間利用により利用者が駐車しづらい課題があること。また近隣に市助成による民間駐輪場整備されていることが挙げられました。こうした課題についても、施設利用者のみ無料で利用できるよう、ウェルパルやアイパルでの駐車料金体系を導入するなど具体的な考え方が示されるべきであります。締めくり質疑の答弁では「今後、民間の駐車場・駐輪場の料金等を参考にしながら総合的に検討」との答弁でしたが、社会教育施設である公民館は、市民一人一人の学習権を保障するための施設です。利用を促し、市民の学習権を保障するためにも公民館の駐車場・駐輪場の有料化はすべきではありません。利用者無料化を強く要望いたします。

以上の理由により、指定管理者制度の導入、そして駐車場・駐輪場の有料化について、再検討し、具体的な方針をもって、予算を提案しなおすことを指摘し、反対討論といたします。